

福祉文教常任委員会会議録

令和7年7月3日

忠岡町議会

忠岡町議会福祉文教常任委員会会議録

日 時 令和7年7月3日(木) 午前10時00分開会

場 所 委員会室

1. 出席委員

福祉文教常任委員会委員長	二家本英生
〃 副委員長	小島みゆき
〃 委員	今奈良幸子
〃 委員	高迫 照子
〃 委員	田辺 みき
〃 委員	前川 和也

1. 欠席委員

なし

1. 出席理事者

町 長	是枝 綾子	教 育 長	大塚 孝
健康福祉部長	二重 幸生	健康福祉部次長兼保険課長	
福祉課長	武藤 優子		大谷 貴利
こども課長	藤原 直臣	健康づくり課長	泉 亜希
教育部長	柏原 憲一	教育部理事兼学校教育課長	
教育部理事	森田 綾子		石本 秀樹
学校教育課参事	黒木 謙太	教育課長	伊藤 真

1. 本議会の職員

事務局長	南 智樹
事務局係長	酒井 宇紀

委員長（二家本 英生議員）

おはようございます。

委員皆様方には、ご多忙のところ、ご参集くださいますありがとうございます。

ただいまから、福祉文教常任委員会を開会いたします。

（「午前10時00分」開会）

委員長（二家本 英生議員）

本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（二家本 英生議員）

本日の出席委員は全員ですので、委員会は成立いたしております。

委員長（二家本 英生議員）

会議録署名委員は、委員会条例第26条の規定によりまして、6番、高迫照子委員を指名いたします。

委員長（二家本 英生議員）

開会に先立ち町長よりご挨拶を頂きます。

町長（是枝 綾子町長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

皆さんおはようございます。議員皆様におかれましては、ご多忙のところ、福祉文教常任委員会にご参集いただきありがとうございます。

今日、第27回参議院議員選挙が公示されました。期日前投票が明日7月4日（金）から7月19日（土）の間、本庁舎1階ロビーにて行われますので、よろしくお願いいたします。

本日は、6月30日の本会議において福祉文教常任委員会に付託されました議案についてでございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（二家本 英生議員）

ありがとうございました。

6月30日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案2件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。議案書に基づき議事を進めてまいります。

説明者はページ数を言ってから説明をお願いいたします。

発言の際は議員、理事者の皆さん、「委員長」と言っていたら、私がお名前をお呼びしてから発言していただきますようお願いいたします。

また、各委員の皆様におかれましても、質疑の際は議案書のページ数または資料を言っただけであれば議事のスムーズな進行になると思いますので、ご協力をお願いいたします。発言者はマイクのスイッチを押してから発言されますようお願いいたします。

委員長（二家本 英生議員）

それでは案件、令和7年第2回忠岡町議会定例会付託案件についてを議題とします。

委員長（二家本 英生議員）

議案第34号 物品購入契約締結について（忠岡町立小中学校教育用コンピュータ整備事業）を、担当課より説明を求めます。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議案書の41ページをお願いいたします。議案第34号、物品購入契約締結についてご説明申し上げます。

本件は、忠岡町立小中学校教育用コンピュータ整備事業として児童生徒用1人1台端末等を購入するに当たり、大阪府公立学校情報機器共同調達協議会において一般競争入札を行った結果、令和7年度大阪府GIGAスクール（Windows OS）共同企業体の代表構成員であります日本電通株式会社と物品購入契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、忠岡町立小中学校教育用コンピュータ整備事業。2、契約の方法、随意契約。3、契約金額、6,929万6,700円。契約の相手方、大阪市港区磯地2丁目21番1号、令和7年度大阪府GIGAスクール（Windows OS）共同企業体代表構成員、日本電通株式会社、代表取締役社長、川副和宏。

お手元の議案第34号学校教育課資料をお願いいたします。第2期GIGAスクール構想1人1台端末タブレット決算見込み内訳でございます。

府費として、大阪府公立学校情報機器整備事業費補助金を活用し、総事業費の3分の2が補助となります。補助基準額につきましては、1台当たり5万5,000円が上限で、

予備機を含め1, 265台を購入いたします。なお、予備機につきましては、全体の15%となります。15%につきましては、補助内容が15%以内となっており、国のガイドラインにおいても、日常的活用を現に実現している自治体における故障率を勘案して、児童・生徒数の15%以内の予備機の整備に必要な財源を措置したところであり、十分な台数の予備機を整備することが重要であると示されております。

併せて、これまでは本町においてタブレットの持ち帰りを原則、長期休業期間に行っておりましたが、更新後は、家庭学習の充実のために平時での持ち帰りも想定しており、これまで以上の故障等も想定され、15%の予備機は必要であると考えております。

※印のキッティング費用の内容につきましては、初期設定、OSアップデート、輸送費用等となっております。

説明は、以上のおりとなります。どうぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

委員長（二家本 英生議員）

説明は、以上のおりです。

それでは、ご質疑をお受けいたします。

委員（高迫 照子議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

高迫委員。

委員（高迫 照子議員）

お聞きします。1期目のときに1, 336人の児童がいて、生徒数だけ購入されたわけですが、あと、これ、子どもたちが使っていく中で、どれぐらい故障していくんでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

1期につきましては、令和2年度に購入のほうをさせていただいております。令和3年度から令和6年度までの修理、いわゆる依頼件数につきましては、208台となっております。なお、第1期につきましては、保守契約をつけておりましたので、修理などを行っているところでございます。

委員（高迫 照子議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

高迫委員。

委員（高迫 照子議員）

いいですか。そしたら1期目のときは、故障してもそれを修理して使えたってことですね。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

はい、仰せのとおりでございます。

委員長（二家本 英生議員）

高迫委員。

委員（高迫 照子議員）

その故障というのは、このときはまだ家に持ち帰りをさせておられないときですかね。どういう故障が、落としたりとか器具の不具合とか、どういう故障があったんでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

細かい詳細につきましては、ちょっと分からない部分もございますが、やはり本体、キーボードの辺りについての故障というのが多かったです。

委員（高迫 照子議員）

いいですか。

委員長（二家本 英生議員）

高迫委員。

委員（高迫 照子議員）

そしたら、今日ご説明されましたタブレットの台数ですけど、1, 265台を、予備機を含むということで、かなりたくさん、生徒数よりもかなりたくさん注文されてるわけですけど、さっき説明がありました15%の故障率を含めての購入計画ということで捉えてよろしいでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

はい、議員おっしゃってくださったように、第1期につきましても大体208台程度が修理にかかっておりますので、それでいきますと、およそ15%程度ということになっておりますので、今後、使用第2期におきましても、使用していくに当たって故障等も想定した上で、15%ということで予備機のほうを購入させていただいているところでございます。

委員長（二家本 英生議員）

高迫委員。

委員（高迫 照子議員）

持ち帰りさせたり、学校では置いてる棚なんかがあるかなと思うんですけど、家に持ち帰る場合も、ランドセルに入れてるのか、袋に提げてるのか、私ちょっと調べてなくて申し訳ないんですけど、持ち運びの中で故障が起こるとかいうのはないのでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

これまでは、第1期につきましては、主に夏休みと長期休業期間に持ち帰りを行っておりましたが、先ほど申し上げましたとおり、第2期につきましては、平常時についても家庭学習で活用できるということで考えております。それに当たって、議員仰せのとおり、やはり持ち帰りの際にランドセルに入れたりとか、その際に故障等もやはり想定されますので、ただその辺りにつきましては、使い方等について、あるいは持ち帰りについて、学校と今年度のうち、場合によっては昨年度のうちから、一定のルール等のほうについても検討させていただいております。丁寧に子どもたちには使用するということとは、もちろん周知した上で、第2期の活用のほうをしてまいりたいと考えております。

委員（高迫 照子議員）

ありがとうございました。

委員長（二家本 英生議員）

高迫委員。

委員（高迫 照子議員）

もう1点お聞きしたいんですけど、1年生に入学しましたら、「し」とか「つ」とか、まず文字から勉強していきますよね。1年生にタブレットを持たせて、どういう活用を、どういう運用をされてるのかなというのがちょっと気になるんですけど、そこら分かったら教えてください。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

昨年度を含め、今年度につきましては、先ほど申し上げましたとおり長期期間中に持ち帰りを行っているんですが、主にやはり議員おっしゃられたように、低学年につきましてはなかなか難しい部分がございますので、大体小学校では3年生以上が持ち帰りのほうを行っておりました。ただ、第2期につきましては、やはり低学年からの持ち帰り等も想定しておりますので、その辺りについては学校としっかりルールづくりを考えていきたいと思えます。

ただ、実際、書くとかという部分につきましては、タブレット、ペンのほうもついておりますが、やはりいわゆる紙媒体での漢字ドリル等というのも併用していくという部分がございますので、今年度につきましては経過措置ということで、持ち帰りをいろいろ検討、学校と連携して検討しながら、本格的な持ち帰りについては令和8年度からというふうに考えているところでございます。

委員（高迫 照子議員）

ありがとうございます。

委員長（二家本 英生議員）

ほかにご質疑ございませんか。

委員（今奈良 幸子議員）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

今奈良委員。

委員（今奈良 幸子議員）

すみません、じゃあ1点聞かせていただきます。

購入に当たりまして、OSの違いとか調達の方式とか、この方式に選ばれた理由を教えてくださいいただけますか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

委員長

委員長（二家本 英生議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

現在、本町第1期につきましては、本町ではWindows OSを入れておりまして、加えてChrome OS等もございますが、その場合、PowerPointやWord、Excel等のマイクロソフト製品を用いることができないということがございま

す。

また、Apple OSにつきましては、本町の場合、第1期がWindows OSであるため、処分費用等が発生してしまい、高額になってしまうというデメリットもございましたので、子どもたちが今慣れている、先生方も指導に慣れているWindows OSを引き続き使用するというので、させていただいているところでございます。

委員（今奈良 幸子議員）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

今奈良委員。

委員（今奈良 幸子議員）

ありがとうございます。先生たちも活用には慣れてこられてると思いますし、いろいろと私も子どもの授業で活用されてるのは見てるんですけど、今回、タッチペンは前回のものを使われるんですか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

タッチペンにつきましては、新しいものがついております。

委員（今奈良 幸子議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

今奈良委員。

委員（今奈良 幸子議員）

あと、その持ち運びの件に関して、前のときはタオルにくるんで、学校で本当に持ち帰ってたのが、本当に危ないので、やっぱり家庭へ持って帰るという頻度が増えるのであれば、やっぱり入れ物はつけていただくほうがいいと思うので、それは検討されるということなので、いいんですけど、ちょっと要望だけさせていただきます。

以上です。

委員長（二家本 英生議員）

ほかにご質疑ございませんか。

委員（小島 みゆき議員）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

小島副委員長。

委員（小島 みゆき議員）

すみません、以前のタブレットというのはどのようになったのか、ちょっと教えていただきたいんですけど。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

現在の第1期の端末に入っておりますWindows 10のサポートが令和7年10月で終了となっております、教育現場においてサポートが切れた状態での活用は、情報漏洩等のリスクが生じるものと考えておりますので、また、Windows 11への更新すると、第1期端末での更新となってしまいまして、ライセンス料が二重にかかってしまうということがございますので、現在のものについては、この共同調達において業者のほうに適切に廃棄するというところで、契約のほうをさしていただいているところでございます。

委員長（二家本 英生議員）

小島副委員長。

委員（小島 みゆき議員）

それは、業者のほうに廃棄するということが、下取りされるということとはまた別なんですか。下取りして、普通何かちょっとね、タブレットとか購入するときでも、ちょっと割引があったりとかいうのがあるんですけど、それではなく、ただ引き取っていただくという形なんですか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

現在使っているものが、導入から一定数年限がしておりますので、バッテリー等の劣化等も見られて、実際部品等も製造中止という形になっておりますので、それについては、いわゆる適切にデータ等も消去していただいて、廃棄されるという考えでございます。

委員（小島 みゆき議員）

はい。

委員長（二家本 英生議員）

小島副委員長。

委員（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。そしたら、この令和2年にタブレットを導入されたとお聞きし

たんですけど、先ほども、このタブレットというのはどれぐらいの期間使用されるということになってるんでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

先ほども申し上げましたが、バッテリー等がおよそ大体4年から5年というように言われておりますので、その辺り、大体4年から5年ということで、計画的に利活用のほうをしていきたいというふうに考えております。

委員長（二家本 英生議員）

小島副委員長。

委員（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。そしたら、4年から5年後にまた新しいタブレットを購入していくという形になるんですね。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

はい、仰せのとおりでございます。

委員長（二家本 英生議員）

小島副委員長。

委員（小島 みゆき議員）

すみません、ちょっとタブレットとは違うんですけど、ネット環境というのは完全にちゃんと出来上がってるということでもよろしいんですね。前にもちょっとお聞きはしたと思うんですけど、確認させてください。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

第1期の際に国の補助事業を使いまして、LANのほうは整備しておりますので、引き続きそのLANのほうを使用するというところで想定しております。

委員長（二家本 英生議員）

ほかに、ご質疑。

委員（高迫 照子議員）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

高迫委員。

委員（高迫 照子議員）

昔、パソコンルームってありましたよね、各学校に。まだ教室にクーラーがないときにパソコンルームだけクーラーを入れて、30台から40台ぐらいのパソコンを入れて学校にありましたけど、もうあの教室は別の部屋になってるんでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

1人1台端末のほうが入りましたので、教室内でw i - f i の設備もございますので、いわゆる調べ学習等、以前でしたらコンピュータ室のほうに行ってしまうということになっておりましたが、それが教室で可能となっておりますので、コンピュータ室については今回も、今のところもうないという形になっております。

委員（高迫 照子議員）

はい、ありがとうございました。

委員長（二家本 英生議員）

ほかに、ご質疑ございませんか。

それでは、私のほうから少し質疑させていただきたいと思いますので、副委員長に移ります。

（進行を今奈良副委員長と交代）

副委員長（小島 みゆき議員）

それでは、進行を交代させていただきます。二家本委員長、質疑をお願いいたします。

委員（二家本 英生議員）

今回、これ導入されるということなので、先ほど1期のほうでは保守も込みでという形でしたですけども、今回2期のほう、先ほどの説明であれば、最初の初期設定の費用、それとOSのアップデートは費用に含まれてるということだったんですけども、4年間使っていく中で、前回みたいな保守ですよ、そういった部分の契約については今回もうなしということよろしいでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

副委員長。

副委員長（小島 みゆき議員）

石本理事、お願いします。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員仰せのとおり、今回は保守費用のほうは、保守契約のほうは入れておりません。理由としましては、保守のほうが高額になるということで、国・府としてもその分、予備機のほうをできるだけ配備してということで聞いております。

委員（二家本 英生議員）

副委員長。

副委員長（小島 みゆき議員）

二家本委員長。

委員（二家本 英生議員）

そうした場合ですね。前回であれば、故障した場合というのは修理を出して対応はできたんですけども、今回予備機もあるからといって、壊れたりちょっと不具合があった機種というのは、もうそのまま置きっ放しとか、そういう形になるんでしょうか。

副委員長（小島 みゆき議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員仰せのとおり、国・府としては、やはり教育を止めないということを最重要ということで聞いておりますので、故障等があった場合には予備機をすぐにその子に渡して、壊れたものについては保管しておくことでさせていただき、想定しております。

副委員長（小島 みゆき議員）

二家本委員長。

委員（二家本 英生議員）

分かりました。あともう1点だけ。

今回、2期でタブレットを平時でも使っていくという話だったんですけども、その中で1期ではなかなかタブレットを使っている、学校では使われてると思うんですけども、なかなかそれが保護者にどういった形で使われてるかというのが見えない状況で進められたと思うんです。

やっぱり2期目、使うからにはタブレットはこういう活用をしていますとかいう保護者への案内ですよね、そういうのもしっかりしていただきたいなというのはあるんですけども、その点については何か検討されてますでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

副委員長。

副委員長（小島 みゆき議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員仰せのとおり、やはり家庭学習での充実のためには保護者の方の家庭でのご協力が最重要になりますので、その辺りについては、先ほど申し上げましたが、今年度についてはちょっと経過措置という形で学校としっかり連携をして、また保護者への周知等も含めて、活用、特にA Iドリルになるんですが、A Iドリルと、またあと紙媒体のドリルとどのように併用していくかについて、しっかり調査研究した上で、保護者の方にも周知等をさせていただきたいと考えております。

副委員長（小島 みゆき議員）

いいですか。

それでは、二家本委員長が質疑終わりましたので、交代いたします。

（進行を二家本委員長に戻る）

委員長（二家本 英生議員）

それでは、ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（二家本 英生議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（二家本 英生議員）

これで討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第34号 物品購入契約締結について（忠岡町立小中学校教育用コンピュータ整備事業）、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（二家本 英生議員）

異議ないと認めます。

よって議案第34号は、原案のとおり可決されました。

委員長（二家本 英生議員）

続いて、議案第38号 令和7年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）についてを、担当課より説明を求めます。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（二家本 英生議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷 貴利次長兼保険課長）

議案書の69ページをお願いいたします。議案第38号、令和7年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

第1条第1項は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ40万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億7,763万9,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、予算に関する説明書の9ページをご覧ください。

今回の補正は、健康保険法施行令等の一部改正により、高額療養費制度における70歳以上の低所得者1区分の基準額において、老齢基礎年金満額相当額として80万円を基準として設定されていましたが、令和6年中の支給額が80万6,700円となり、80万円の基準を超えることになったため、80万6,700円が新たな基準となることに伴い、国保システムを改修する必要がありますので、補正するものでございます。

次に、議案第38号保険課資料をご覧ください。今回の基準額の調整について説明をしている国資料でございます。

1か月の医療費が高額になったとき、自己負担限度額を超えて支払った場合でございますが、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として、後日、払い戻されることとなります。その基準は、70歳以上の場合、所得の区分で6段階に分けられております。今回改正する部分は、一番下の年金収入80万円を年金収入80万6,700円に改めるものであります。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。議案書の73ページをお願いいたします。

歳入につきまして、第4款 府支出金、第1項 府補助金、第1目 保険給付費等交付金で、補正額40万7,000円の増額は、特別調整交付金でございます。

歳出につきまして、第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費で、補正額40万7,000円の追加は、その他委託、国民健康保険システム改修委託料でございます。

説明は以上でございます。どうぞご審議のほどよろしくをお願いいたします。

委員長（二家本 英生議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（二家本 英生議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(二家本 英生議員)

これで、討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第38号 令和7年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(二家本 英生議員)

異議ないと認めます。

よって議案第38号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案2件について、全て議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、本会議最終日において委員会委員長報告を行います。委員の皆様方、ご協力をよろしくお願いいたします。

その他、理事者側で何かございませんか。

(なし)

委員長(二家本 英生議員)

ないようですので、福祉文教常任委員会を閉じます。

閉会に当たり町長よりご挨拶を頂きます。

町長(是枝 綾子町長)

委員長。

委員長(二家本 英生議員)

町長。

町長(是枝 綾子町長)

本日は慎重なご審議を頂き、ありがとうございました。また、お認めも頂き、ありがとうございました。今日頂きました貴重なご意見を受け止めて、しっかりと進めてまいりたいと思います。

大変暑い日が続きますが、皆様、体調にお気をつけてご活動ください。本日はありがとうございました。

委員長(二家本 英生議員)

ありがとうございました。

以上で、福祉文教常任委員会を閉じます。

委員の皆さん、本日は大変ご苦労さまでした。

(「午前10時30分」閉会)

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和7年7月3日

福祉文教常任委員会委員長 二家本 英 生

福祉文教常任委員会委員 高 迫 照 子